

社会福祉法人千葉アフターケア協会 役員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉アフターケア協会（以下「法人」という。）の役員等規程第2条に規程する者（以下「役員等」という。）に支給する旅費について定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員等が理事会等会議に出席した場合には、交通費として実費相当額を支給する。

2 前項の支給においては、最も経済的かつ合理的な経路及び方法に基づいて計算を行うものとする。

3 役員等が法人の業務のため旅行する時の旅費の支給については、旅費規程に基づいて支給するものとする。

(附則)

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。